

第

1

章

計画の 基本的事項



- 1 生物多様性をとりまく社会の動向
- 2 計画策定の背景・目的

(1) 生物多様性とは¹

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを意味します。地球上の生きものは約 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあって生きています。生物多様性条約²では、「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしています。

① 生態系の多様性

生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域までさまざまな環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。一般的に生態系のタイプは、自然環境のまとまりや見た目の違いから区別されることが多いといえますが、必ずしも境界がはっきりしているものではなく、生物や物質循環を通じて相互に関係している場合も多いといえます。

また、里地里山のように二次林、人工林、農地、ため池、草原などといったさまざまな生態系から構成されるモザイク状の景観をまとまりとしてとらえ、生態学の視点から地域における人間と環境のかかわりを考えていくことも行われています。

② 種の多様性

種の多様性とは、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。世界では既知のものだけで約 175 万種が知られており、まだ知られていない生物も含めると地球上には 3,000 万種とも言われる生物が存在すると推定されています。また、日本は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知のものだけで 9 万種以上、まだ知られていないものまで含めると 30 万種を超える生物が存在すると推定されています。加えて、わが国の生物相は他の地域には見られない固有種の比率が高いことが特徴ですが、わが国の生物相の保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、種の固有性を保全していくことが重要です。

¹ 以下本節は主として「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」による。

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf

² http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html

③ 遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様はさまざまですが、これは遺伝子の違いによるものです。メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られています。なお、メダカは、遺伝的に大きく北日本集団と南日本集団に分かれており、2011年には北日本集団が新種として記載されましたが、南日本集団は遺伝的に複数の地域集団に分けられることが知られています。

このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして何より、それが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が維持されています。生物多様性の保全に当たっては、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを理解した上で保全していくことが重要です。

コラム① 生物多様性ってなんだろう？

「生物多様性」という言葉自体が分かりにくく、また、日々の暮らしの中で何をすればその保全と持続可能な利用に役立つか分からないということが生物多様性に関する理解が進まない原因の一つとされています。

そこで、例えば、「生物多様性」を「つながり」と「個性」という2つの言葉に言い換えてみると理解がしやすくなります。「つながり」というのは、生物間の「食べる－食べられる」といった関係から見た食物連鎖や生態系の中のつながり、生態系間のつながりなどを表しています。また、長い進化の歴史を経た世代を超えたいのちのつながり、日本と世界、地域と地域、流域など、スケールの異なるさまざまなつながりもあります。

「個性」というのは、同じ種であっても、個体それぞれが少しずつ違うことや、それぞれの地域に特有の自然や風景があり、それが地域の文化と結びついて地域に固有の風土を形成していることです。「つながり」と「個性」は、長い進化の歴史によりつくり上げられてきたものであり、こうした側面を持つ「生物多様性」が、さまざまな恵みを通して地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支えているのです。



(2) 生物多様性の危機

わが国の生物多様性の危機の構造は、その原因および結果を分析すると、人間との関わりが原因となっているものとして、人間活動や開発による第1の危機、自然に対する働きかけの縮小による第2の危機、人間により持ち込まれたものによる第3の危機に整理することができます。このほか、地球温暖化をはじめとした地球環境の変化による生物多様性への影響は、人間活動が原因ともなっている一方で、直接的な原因者を特定するのが困難なこと、影響がグローバルな広がりを持つことに加え、人間活動による影響だけではない地球環境の変化との複合的な要因によるものであることから、上記の3つの危機とは別に第4の危機として整理します。

これらの危機に対して、国内あるいは地球規模でさまざまな対策が講じられてきており、効果が見られているものもありますが、これらの危機は依然進行しています。

① 第1の危機（開発など人間活動による危機）

第1の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響です。沿岸域の埋立などの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化は多くの生物にとって生息・生育環境の破壊と悪化をもたらし、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取は個体数の減少をもたらしました。中でも、干潟や湿地などはその多くが開発によって失われました。また、河川の直線化・固定化やダム・堰などの整備、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備は、野生動植物の生息・生育環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えました。

このような第1の危機に対しては、対象の特性、重要性に応じて、人間活動に伴う影響を適切に回避、または低減するという対応が必要であり、原生的な自然が開発などによって失われないよう保全を強化するとともに、自然生態系を大きく改変するおそれのある行為についてはその行為が本当に必要なものか、災害防止など生活の安全確保や社会状況を考慮しつつ、十分検討することが重要です。さらに、既に消失、劣化した生態系については、科学的な知見に基づいてその再生を積極的に進めることが必要です。

② 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響です。里地里山の薪炭林（しんたんりん）や農用林などの里山林、採草地などの二次草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の多様な生物を育んできました。また、氾濫原など自然の攪乱（かくらん）を受けてきた地域が減り、人の手が加えられた地域はその代わりとなる生息・生育地としての位置づけもあったと考えられます。しかし、産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。

このような第2の危機に対しては、現在の社会経済状況のもとで、対象地域の自然的・社会的特性に応じた、より効果的な保全・管理手法の検討を行うとともに、地域住民以外の多様な主体の連携による保全活用の仕組みづくりを進めていく必要があります。

③ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。まず、外来種については、マングース、アライグマ、オオクチバス、オオハンゴンソウなど、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています。また、家畜やペットが野外に定着して生態系に影響を与えている例もあります。

特に、他の地域と隔てられ、固有種が多く生息・生育する島嶼の生態系などでは、こうした外来種による影響を強く受けます。外来種問題については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づき特定外来生物等の輸入・飼養等が規制されていますが、既に国内に定着した外来種の防除には多大な時間と労力が必要となります。また、国外から輸入される資材や他の生物に付着して意図せずに導入される生物や国内の他地域から保全上重要な地域や島嶼（とうしょ）へ導入される生物などは、外来生物法による規制が難しく、こうした生物も大きな脅威となっています。

こうした外来種の問題については、①侵入の予防、②侵入の初期段階での発見と迅速な対応、③定着した外来種の長期的な防除や封じ込め管理の各段階に応じた対策を強化する必要があります。

④ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への影響です。地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少および酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、その影響は完全に避けることはできないと考えられています。さらに、地球環境の変化に伴う生物多様性の変化は、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。

こうした第4の危機に対しては、地球環境の変化による生物多様性への影響の把握に努めるとともに、生物多様性の観点からも地球環境の変化の緩和と影響への適応策を検討していく必要があります。

コラム② 外来生物とは

「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」は「第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）」に関する外来種の問題について対応するための法律として、平成17年6月に施行されました。外来生物法では、外来生物の侵入による在来の生物の被害や農林業被害などを防止し、特に重大な被害を及ぼす可能性のある種類を「特定外来生物」に指定して、拡大を厳重に規制しています。

【どんな行為が規制されるの？】

特定外来生物の飼育、栽培、保管および運搬などが規制されています。例えば、ブラックバスを釣って生きたままその池から移動することは法律違反となります。

（その場ですぐに放すこと（キャッチ&リリース）は規制対象にはなりません）

【違反したらどうなるの？】

特定外来生物は、たとえば野外に放たれて定着してしまった場合、人間の生命・身体、農林水産業、生態系に対してとても大きな影響を与えることが考えられます。場合によっては取り返しのつかないような事態を引き起こすこともあると考えますので、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられます。一例を挙げますと、

個人の場合：懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金

法人の場合：1億円以下の罰金

などが課せられる場合があります。



(3) 生物多様性国家戦略

平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年9月28日に閣議決定されました。

① 国家戦略のポイント

ア. 愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示

愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含めた我が国の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定するとともに、国別目標の達成状況を測るための指標(81指標)を設定

イ. 「5つの基本戦略」

これまでの生物多様性国家戦略の4つから、新たに科学的基盤の強化に関する項目を追加

—5つの基本戦略—

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)

ウ. 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

「愛知目標の達成に向けたロードマップ」の実現に向け、今後5年間の行動計画として約700の具体的施策を記載し、50の数値目標を設定

② 愛知目標

愛知目標は、戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020 年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標です。

この愛知目標は、数値目標を含むより具体的なものであり、そのうち、生物多様性保全のため地球上のどの程度の面積を保護地域とすべきかという目標 11 に関しては、最終的には「少なくとも陸域 17%、海域 10%」が保護地域などにより保全されとの目標が決められ、その他にも「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」といった目標（目標 5）が採択されています。

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知目標）

■ 長期目標（Vision） <2050年>

- 「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■ 短期目標（Mission） <2020年>

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

- ◇これは 2020 年までに、抵抗力のある生態系とその提供する基本的なサービスが継続されることを確保。その結果、地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

■ 個別目標（Target）

目標 1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。
 目標 2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
 目標 3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
 目標 4：すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
 目標 5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。
 目標 6：水産資源が持続的に漁獲される。
 目標 7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
 目標 8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
 目標 9：侵略的外来種が制御され、根絶される。
 目標 10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

目標 11：陸域の 17%、海域の 10% が保護地域等により保全される。
 目標 12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
 目標 13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。
 目標 14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。
 目標 15：劣化した生態系の少なくとも 15% 以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
 目標 16：ABS に関する名古屋議定書が施行、運用される。
 目標 17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
 目標 18：伝統的知識が尊重され、主流化される。
 目標 19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。
 目標 20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。

資料：環境省

(4) 生物多様性えひめ戦略

① 生物多様性地域戦略とは

生物多様性の状況は、自然的・社会的条件は地域によって異なることから、地域固有のものであり、その保全と持続可能な利用に向けた取り組みは、地域の実情に合わせることを望ましいとされています。

生物多様性地域戦略は、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めることを目的とするもので、地方公共団体が策定の主体となります。

また、生物多様性地域戦略は、生物多様性国家戦略を基本とするものであり、国・都道府県・市区町村は次の役割を担うものとされています。

国

- ・ 国際的な枠組みと全国的な視点での取り組みの実施

都道府県

- ・ 広域的なネットワークを意識しつつ地域の条件に合った取り組みの実施

市区町村

- ・ 地域の実情に合わせた最も身近な取り組みの実施

② 生物多様性えひめ戦略の概要

愛媛県は、平成17年3月に策定した「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を全面的に見直し、今後の本県の生物多様性保全の基本計画となる「生物多様性えひめ戦略³」を策定しています。

生物多様性えひめ戦略では、『伝えていこう！生きものの恵みと愛媛の暮らし』をテーマとして掲げ、「100年先も 生きものみんな やさしい愛顔（えがお）」でいられる社会の実現を目指すべき将来像としています。

【生物多様性えひめ戦略の目指すべき将来像と目標の内容（資料：愛媛県）】

目指すべき将来像

100年先も 生きものみんな やさしい愛顔（えがお）

山、川、海、里地、里山、里海など多様な自然環境のもと、魅力と活力に満ちた農林水産業やものづくりが営まれている愛媛の地域特性を踏まえ、将来にわたって生物多様性の恵みを享受し、人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる、100年先も、人を含め生きものみんなが「やさしい愛顔」でいられる社会の実現を目指す。

目標の内容

目標1 生物多様性の保全と管理

（多様な生きものを守り、生息・生育地の生態系を保全・再生し、管理していくことを目指す。）

目標2 生物多様性の恵みの持続可能な利用

（社会経済的な仕組みを考慮した生物多様性の恵みの持続可能な利用を目指す。）

目標3 多様な人々の連携・協働

（生物多様性保全のため多種多様な人々が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことを目指す。）

³ http://www.pref.ehime.jp/h15800/documents/honbun_2.pdf

(1) 地域連携保全活動計画とは

地域の自然や文化等の自然的・社会的条件を活かして、地域における多様な主体が有機的に連携して行う「地域連携保全活動」は、生物多様性の保全を重視した農林漁業や緑地の保全・創出、生態系や希少な野生動植物の保護、生態系や農林水産業に被害を及ぼす外来種の防除、生態系に関する調査、自然とのふれあい、環境教育等の活動が挙げられ、農林漁業や自然とのふれあいの場の創出の一環として生物多様性の保全に役立つ活動も広く含まれます。

例えば、希少な野生動植物の生息・生育環境を改善するための活動、雑木林の下草刈りや竹林の管理等の里地里山保全活動、ふゆみずたんぼ等の生態系に配慮した農業生産に関する活動、都市における緑地の保全・創出活動、河川やため池における生物の生息・生育環境の健全化や外来種対策、海の生物を育む藻場や干潟などの保全活動、市民参加型の身近な生きもの調査、地域資源を活用したエコツーリズム、環境教育・学習等が行われています。

こうした活動はすべて「地域連携保全活動」に含まれると考えられます。

① 生物多様性地域連携促進法¹

この法律は、地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性の保全のための活動を地域の多様な主体が有機的に連携して行うことを促進し、豊かな生物多様性の保全、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

地域連携保全活動を担う多様な主体として、市町村、農林漁業者、NPO／NGO等の営利を目的としない団体、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家等が挙げられます。

今後、本法を活用して、同じ地域や隣接する地域で活動する複数の団体が同じ目標に向かって連携することや、異なる得意分野を持つNPO／NGO等や企業等の多様な主体がそれぞれの長所を活かしながら連携することで、活動がより効果的になり、さらに発展することが期待されています。

¹ 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」

② 保全活動の意義・ポイント

地域連携保全活動の意義は、生物多様性の保全に役立つ活動を多様な主体が連携して取り組むことにより、以下に掲げる観点から、私たちの暮らしを豊かにし、地域の活力を生み出していくことにあります。

ア. 生物多様性の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

私たちの生活は、豊かな生物多様性に支えられ、地域固有の文化の継承、気候の安定や災害の軽減、観光や特産品等といった経済活動等、地域の生態系から多くの恵み（生態系サービス）を受けて成り立っています。全国各地で地域の特性に応じて行われる地域連携保全活動は、地域レベルの生物多様性の保全、ひいては我が国全体の生物多様性の保全の一層の推進につながり、豊かな暮らしの源泉となります。

イ. 地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

地域連携保全活動は、地域が個性的で魅力ある地域づくりを進める上で有効なものです。

活動が地域に根ざすことによって、地域の子どもから高齢者までが協働し、地域の個性を再認識する機会が得られるとともに、地域コミュニティの再構築にもつながります。人と人、そして人と自然がつながり、地域への誇りや愛着の感情を呼び起こすことで、生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景や豊かで伝統的な地域文化が引き継がれ、地域の活力も生まれます。

さらに、バイオマス等の地域資源を活用した新たな産業の創出、都市住民や企業等の事業者との連携を通じた都市と農村との交流の促進、小・中学生による生きもの調査を通じた環境教育等、新しい地域づくりの取り組みにつながっていくことが期待できます。

ウ. 豊かな感性の涵養と健康で文化的な生活

活動に参加する一人ひとりにとっても、自然の中での活動や様々な関係者とのふれあい等を通じて、精神の安定や健康の増進が図られるとともに豊かな感性が育まれる等、健康で文化的な生活の一助となることが期待できます。

③ 計画策定の目的

本市では、生物多様性地域連携促進法第4条の規定に基づき、主たる活動実施場所の対象となる区域において、地域の生物多様性に関する課題を解決するための土壌づくりや地域が連携して保全活動等に取り組み、生物多様性の保全と地域の新たな魅力を創出するため、地域連携保全活動計画を策定します。

この計画の策定により、地域の豊かな自然環境保全のために必要となる取り組み目標（環境教育の充実、地域の関係主体の連携の強化、地域の歴史・文化など社会的環境の保全など）を定め、地域住民を中心とした保全活動の輪を広げ、計画的かつ効果的な活動の実施を促すものとします。

④ 策定の基本方針

ア. 地域特性を活かす

地域の特性を十分に踏まえた上で、独自性のある将来像を明確化するとともに、将来像の実現に向けた方向性を示すものとします。

イ. 他の地域への波及

計画区域の独自性を考慮しつつ、保全活動の連携・協働の仕組みや方法については、広く他の地域への波及が期待される取り組みを進めます。

ウ. 関係法令・諸計画との整合性

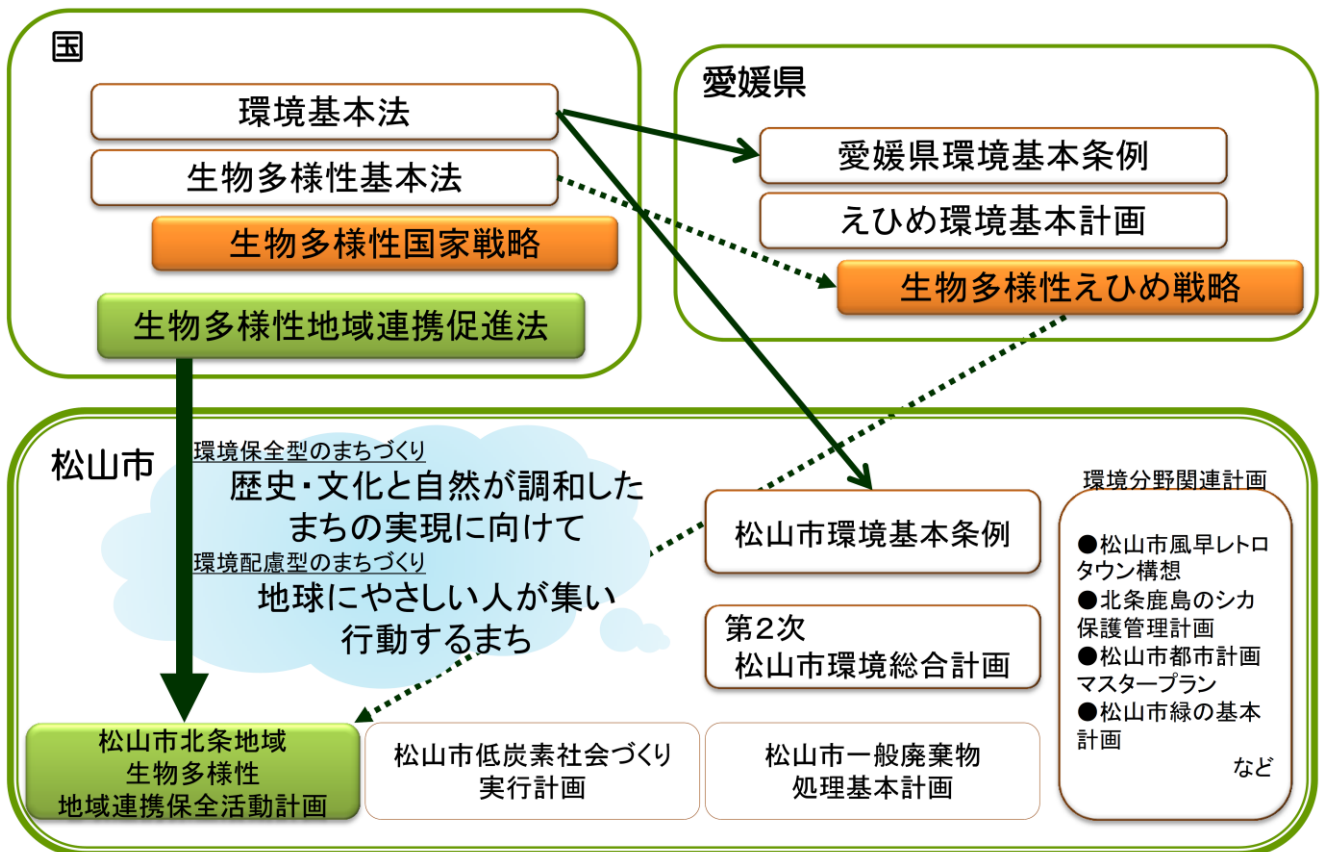
国・県等の方向性および長期計画との整合性に配慮するとともに、本市の環境保全・創造の基本的指針となる「第2次松山市環境総合計画」を始め、他の環境関連計画との整合性を図ります。

(2) 計画の位置づけ

松山市北条地域生物多様性地域連携保全活動計画（以下「本計画」という）は、地域の生物多様性の保全を推進するための計画として、地域の特性を踏まえて、地域のさまざまな関係者が連携して行う保全活動に向けての具体的な実行計画となるものです。

本計画は、国や愛媛県の関係法令・条例等と整合性を図るとともに、本市の環境に関連する諸計画とも相互に連携し、適正かつ効果的に保全活動を推進していきます。

【本計画の位置づけ（イメージ図）】



*地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律

① 第2次松山市環境総合計画

第2次松山市環境総合計画（以下「環境総合計画」）は、第6次松山市総合計画を環境面から補完する計画であり、「松山市環境基本条例」に掲げる基本理念および施策の基本方針の実現に向けた計画として、市民・市民活動団体・事業者・行政が環境保全・創造に取り組む上での基本的指針となるものです。

環境総合計画は、「協働が築く 自然と都市が調和するまち 松山 ～緑の映える快適で“笑顔” 広がるまちを目指して～」を環境の将来像として掲げ、平成25年3月に策定しました。

「いきいきと暮らす人々」「快適な生活環境」「豊かな自然環境」それぞれが松山市のまちづくりに豊かさ、うるおい、笑顔を与えてくれる大切な“たから”であり、さまざまな主体が連携して、これらの“たから”を知恵と工夫で大切に守り、磨き続けることにより、環境への負荷を低減するとともに、豊かな未来へとつなぎ、市民の笑顔が広がるまちを目指します。

ア. 基本目標

目指すべき環境の将来像を実現に向け、環境分野におけるまちづくりにとって大切だと考えることを「みんなで進める取り組み」として、次の8つを基本目標に掲げています。

1 ごみを「たから」に変えるまち

2 限りある水資源を有効に活用するまち

3 環境に配慮した交通が広がるまち

4 エネルギーを効率よく利用するまち

5 いつまでも健康でおだやかに暮らせるまち

6 歴史・文化と自然が調和したまち

7 環境を慈しむ気持ちを育むまち

8 地球にやさしい人が集い行動するまち

イ. 環境総合計画の特色 ～リーディングプロジェクト～

リーディングプロジェクトは、本市の環境の将来像「協働が築く自然と都市が調和するまち 松山～緑の映える快適で“笑顔”広がるまちを目指して～」の実現に向け、今後 10 年間で重点的に取り組むべき環境施策です。リーディングプロジェクトの推進により環境施策全体の実効性を高めます。

リーディングプロジェクト

プロジェクト1. 「もったいない」の精神を養い、資源を有効に活用する
地域循環型まちづくりプロジェクト

プロジェクト2. 歩いて楽しい、乗って心地よい、コンパクトなまちへ
低炭素型まちづくりプロジェクト

プロジェクト3. 人と環境にやさしく、災害にも強い、スマートなまちへ
低炭素型まちづくりプロジェクト

プロジェクト4. 豊かな自然から受ける多くの恵みを未来へ引き継ぐ
自然と共に生きるまちづくりプロジェクト

プロジェクト5. 環境教育の充実と環境情報の共有化を推進する
地球にやさしい人づくりプロジェクト

ウ. 本計画との関係

本計画は、環境総合計画を自然環境保全の面から補完する役割を担うものとし、特に環境総合計画に掲げる基本目標「⑥歴史・文化と自然が調和したまち」、「⑦環境を慈しむ気持ちを育むまち」、「⑧地球にやさしい人が集い行動するまち」を中心とする環境保全型・環境配慮型のまちづくりに寄与する取り組みを進めていきます。

また、計画区域を本市の自然環境保全活動のモデル地域として定め、保全活動の輪や連携の方法が他の地域へ広く波及する取り組みを進めるものとします。

② 他の計画との関係

本計画は、他の環境分野関連計画との整合性を図るとともに、特に北条地域を対象とする以下の計画と相互に連携を図ることで、効果的かつ計画的に取り組みを進めることとします。（他の計画等との連携・活用の進め方については、第4章「みんなで進める取り組み」で詳しく取り上げます）

ア. 風早レトロタウン構想

風早レトロタウン構想は、「昭和の賑わいを求めて」をテーマに地域全体の持続的な発展を目的に、地域住民、関係団体、行政が協働し、北条地域の振興を推進していくことを定めています。

本計画では、地域の豊かな自然環境の保全や地域住民を中心とした関係主体の連携・協働の仕組みづくりの観点から、風早レトロタウン構想と連携を図り、地域の活性化に寄与する取り組みを進めるものとしします。

イ. 北条鹿島のシカ保護管理計画

北条鹿島のシカ保護管理計画は、「人とシカと植物の良好な関係を目指して」をテーマに掲げ、鹿島島内のシカ管理の方針を示すとともに、具体的な施策のための実行計画を策定し、実施する時の指針となるものです。

本計画でも、島内のシカの保護管理と植生の回復の両立を目指す観点から、調査結果の共有など、「北条鹿島のシカ保護管理計画」との連携を図り、具体的な保全施策を進めるものとしします。

(3) 計画の概要

① 計画の期間・計画の改定

計画の期間は概ね10年間とし、以下の場合に必要なに応じて改定に向けた検討を行います。

- 環境総合計画の見直しにより、基本方針が大きく変わる場合
- 関係法令等の制定・改廃時
- 地域の自然環境や社会情勢に大きな変化が認められたとき など

② 計画の主体

計画の主体は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」、「学識者（研究機関）」、「行政」です。本計画では、地域で活動する各主体が中心となった環境保全への取り組みを進めます。

